

令和4年10月以降、新たに共済組合に
加入される非常勤職員の方へ

共済組合 ガイド



CONTENTS

新たに組合員となる皆さまへ	2
共済組合と組合員	4
被扶養者について	5
掛金と負担金	6
短期給付一覧	7
共済組合独自の給付	8
福祉事業	9
地方公務員共済組合相互利用施設一覧	14
厚生年金については 第1号厚生年金被保険者として加入します	16

都共済についてもっと詳しく知りたい方は、
ぜひ都共済ホームページをご覧ください。
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/index.html>





令和4年10月から新たに組合員となる皆さまへ

令和2年6月に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和4年10月から、被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用が拡大されたことに伴い、地方公務員共済組合制度においても、共済組合の短期給付(医療保険)・福祉事業の適用が拡大されます。

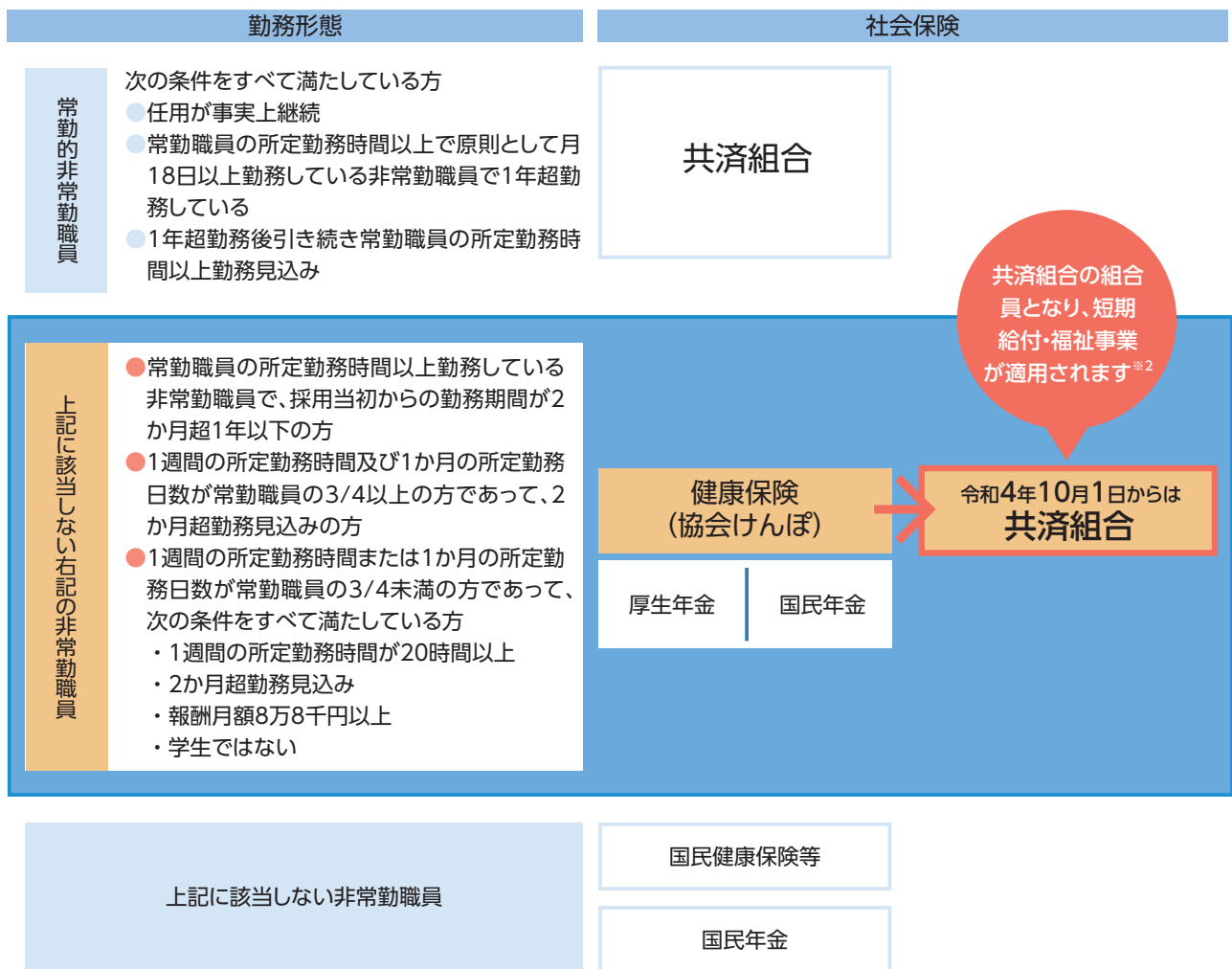
この適用拡大により新たに共済組合に加入される皆さまに、共済組合制度の内容を正しく理解していただくため、当パンフレットを作成しました。

令和4年10月から

協会けんぽにご加入の非常勤職員の方は 健康保険が共済組合に切り替わります

これまで協会けんぽの健康保険に加入していた非常勤職員の方は、**令和4年10月1日からは、共済組合の組合員として、短期給付・福祉事業を受けられるようになります。**^{*1}

非常勤職員の方の社会保険制度の適用



※1 勤務形態によっては、国民健康保険に加入していた方も組合員となる場合があります。

※2 「臨時的任用職員」の場合、任用当初から共済組合に加入し組合員となっておりましたが、令和4年10月1日からは短期組合員(4ページ参照)となり長期給付が適用除外となります。

共済組合へのご加入にあたって

共済組合と協会けんぽではこのような違いがあります

公務員等が加入する共済組合と協会けんぽでは、加入する方の職種だけではなく、次のような制度的な違いがあります。

社会保険を運営する組織としての違い

詳しくは 4ページ

協会けんぽも共済組合も、社会保険を運営する組織の一つです。しかし、共済組合では医療保険だけでなく年金保険の運営も行っているため、それぞれの保険給付を「短期給付」「長期給付」と区別しています。

協会けんぽでは	共済組合では
医療保険 (健康保険)	医療保険 (短期給付) + 年金保険 (長期給付)

共済組合の加入者は「組合員」

詳しくは 4～5ページ

健康保険では加入者を「被保険者」といいますが、共済組合では「組合員」となります。そのため、「被保険者証」についても、共済組合では「組合員証」といいます。なお、被扶養者の概念に基本的な違いはありません。

協会けんぽでは	共済組合では
被保険者・ 被保険者証	組合員・ 組合員証

社会保険料は「掛金」「負担金」

詳しくは 6ページ

加入者が納める社会保険料は、共済組合では「掛金」「負担金」といいます。

本人が負担する分を「掛金」、皆さまが雇用されている地方公共団体が負担する分を「負担金」といい、協会けんぽと同様に2分の1ずつ負担します。「掛金」は組合員となった月から、給与から控除されます。

協会けんぽでは	共済組合では
保険料(被保険者負担分)	掛金
保険料(事業主負担分)	負担金

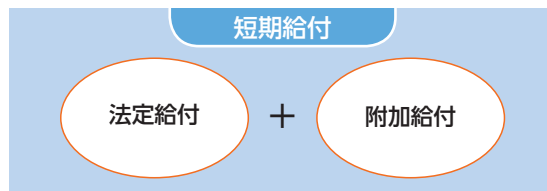
給与から控除する社会保険料

協会けんぽでは	共済組合では
前月分の保険料 (被保険者負担分)	当月分の掛金

健康保険と「短期給付」の給付上の違い

詳しくは 7～8ページ

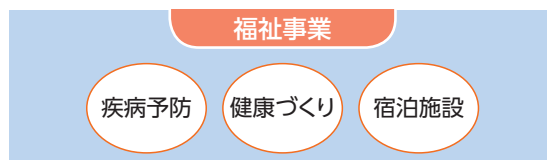
法定給付の給付内容は基本的には健康保険と同等となりますが、休業等をしたときの給付の一部や、災害にあったときの給付など独自の給付があります。また、共済組合ごとの独自の附加給付も受けられます。



協会けんぽにはない「福祉事業」

詳しくは 9ページ

共済組合では、組合員や被扶養者の健康の保持・増進などを目的に、「福祉事業」として様々な事業を行っています。

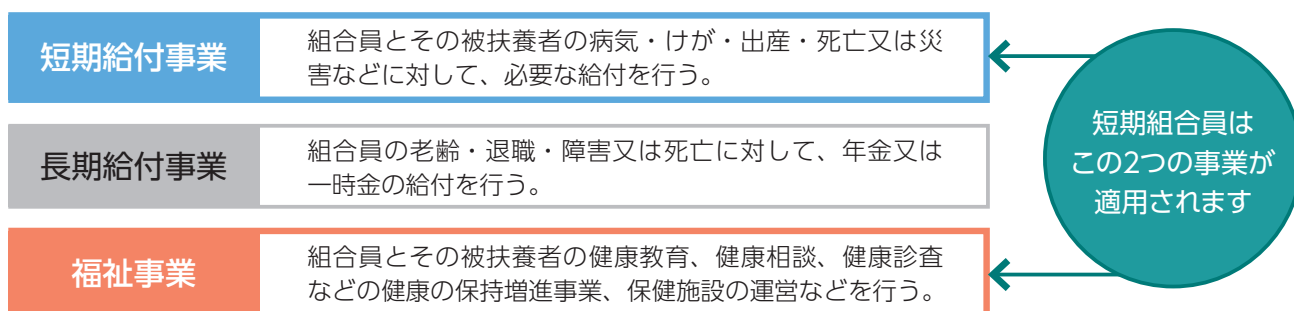


共済組合と組合員

新たに組合員となる方は共済組合の短期組合員となります

地方公務員の共済組合制度は、社会保険の一環として、相互救済によって組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。

共済組合では、その目的を達成するために下記の3つの事業を行っており、新たに共済組合の**短期組合員となる方は、「短期給付事業」と「福祉事業」が適用**されます。



※短期組合員の年金制度については、これまでと同様に第1号厚生年金被保険者(裏表紙参照)として厚生年金に加入することになります(共済組合の長期給付事業は適用されません)。

短期組合員の資格の取得・喪失

地方公共団体の非常勤職員で、下記の要件を全て満たしたときなどは、**短期組合員の資格を取得**します(2ページ参照)。また、組合員がその要件を満たさなくなったときや、退職したとき又は死亡したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。

勤務時間	週の所定勤務時間が20時間以上	報酬	月額88,000円以上
勤務期間	継続して2か月超の雇用見込み	適用除外	学生でないこと

ただし、次の場合のように、退職した後なども、引き続き元の組合の組合員として、その資格を一定期間継続できる場合があります。



任意継続組合員

組合員が退職日の前日まで引き続き1年以上在職して退職した場合^{*}、その退職日から20日(退職日の翌日から19日)以内に、退職後も引き続き短期給付事業の一部及び福祉事業の適用を受けたい旨を申し出て、手を完了することにより、退職後も最長2年間短期給付事業の一部及び福祉事業の適用を受けられます。

^{*}施行日以後の組合員期間だけでは1年に満たない場合であっても、施行日前に地方公共団体等の職員として協会けんぽの被保険者であった期間と通算して1年を満たす場合には、任意継続組合員となる要件を満たす経過措置が政令で設けられています。

後期高齢者等短期組合員

後期高齢者医療制度の被保険者である組合員については、短期給付(育児休業手当金及び介護休業手当金にかかる部分を除きます)に関する規定は適用されないこととされ、福祉事業に関しては引き続き適用されます^{*}。

なお、後期高齢者等短期組合員には、後期高齢者医療広域連合より保険証が交付されます。

^{*}福祉事業の適用については共済組合により異なります。



短期組合員になると組合員証が交付されます

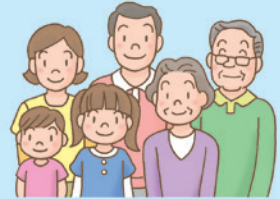
組合員になると、組合員資格を証明するものとして「**組合員証**」が交付されます。

医療機関等で診療を受けるときなどに必要なものですので、大切に保管し、記載内容の変更が生じたり、破損・紛失した場合は、速やかに共済組合に届け出てください。

また、**被扶養者として認定された方には「組合員被扶養者証」が交付**されます。(被扶養者については下記参照)
なお、70歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者には高齢受給者証が交付されます。

被扶養者について

組合員の配偶者、子、父母などで、主として組合員の収入によって生計を維持している方で共済組合に被扶養者として認められた方は、組合員と同様に短期給付・福祉事業を受けることができます。



被扶養者の範囲

被扶養者として認められる方

被扶養者として認められる方は、主として組合員の収入によって生計を維持している右記の方です。

- ① 配偶者(内縁関係を含む)
- ② 子・孫
- ③ 父母・祖父母
- ④ 兄弟・姉妹
- ⑤ ①～④以外の3親等内の親族
- ⑥ 組合員の内縁の配偶者の父母及び子(配偶者の死亡後も同じ)

※①の内縁関係の配偶者及び⑤⑥については、組合員と同一の世帯に属する方に限られます。

被扶養者として認められない方

- ① 共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者である組合員の配偶者等
 - ② その方について、当該組合員以外の方が、扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体又は国等から受けている方
 - ③ 組合員の他に主たる扶養義務者がおり、その方に扶養能力がある場合
 - ④ 年額130万円以上(ただし、障害を支給事由とする公的年金等を受けている方、公的年金を受けている方で60歳以上の方は180万円以上)の恒常的な収入がある方
 - ⑤ 雇用保険法による給付金を受給する方
- ※④には、地方自治体から支給される障害者手当、健康保険組合から支払われる傷病手当金のような非課税のものも含まれます。
※⑤基本手当日額及び他の恒常的収入の日額の合計が3,612円(上記④ただし書きに該当の場合は5,000円)未満である場合等を除く。
などに該当する場合は、被扶養者になれません。

※被扶養者の認定基準は、共済組合により異なる場合があります。

被扶養者の届出

被扶養者として認定されるためには、共済組合に所属所長を経由して「被扶養者認定申告書」を提出して、その認定を受ける必要があります。

認定の申告

被扶養者の要件を備える事実が生じたら、速やかに申告書をご提出ください。

事実が生じた日から30日以内に申告書を提出した場合、その事実の生じた日から被扶養者として認定されます。

抹消の申告

就職等で被扶養者資格を喪失するときは、速やかに「組合員被扶養者証」を添えて申告書をご提出ください。

資格喪失後に医療機関等で受診があった場合には、医療費等の返還請求の対象となりますのでご注意ください。

掛金と負担金

共済組合の事業に必要な費用は掛金と負担金により賄われています

共済組合の3つの事業(短期給付、長期給付及び福祉事業)に必要な費用は、組合員の「掛金(組合員保険料)」と地方公共団体の「負担金(事業主負担分)」によって賄われており、その割合は次のようになっています。

※令和4年10月1日現在

短期給付	短期分	掛金1/2 (令和4年度掛金率：3.770%)	負担金1/2
	介護分	掛金1/2 (令和4年度掛金率：0.900%)	負担金1/2
長期給付	厚生年金	保険料(組合員保険料)1/2	保険料(事業主負担分)1/2
	退職等年金給付	掛金1/2	負担金1/2
福祉事業		掛金1/2 (令和4年度掛金率：0.176%)	負担金1/2

短期組合員は短期給付と福祉事業が対象となります

※短期分は75歳未満の組合員が対象です。
※介護分は40歳以上65歳未満の組合員が対象です。



短期組合員にかかる掛金と負担金の決まり方

事業に必要な費用に充てるための掛金と負担金の率は、各共済組合が計算し、それぞれの定款で定められています。

掛金の徴収

掛金は、組合員となった月から、組合員の資格を喪失した月の前月まで、月を単位に徴収されます。月の途中で組合員となった場合でも、1月分の掛金が徴収されます。

掛金(当月分)は給与から天引きされ、負担金と併せて事業主(地方公共団体等)から共済組合に納められます。

※協会けんぽの保険料は前月分ですが、共済組合の掛金は当月分が給与から天引きされます。

● 掛金・負担金の免除

産前産後休業及び育児休業の期間中の組合員は、本人の申出により掛金が免除され、併せて地方公共団体の負担金も免除されます。

● 掛金・負担金の算定基礎

掛金・負担金は、組合員が受ける報酬をもとに標準報酬の等級表にあてはめた、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を基礎として算定します。



短期給付一覧

病気やけが、出産、休業などのときに受けられる給付が短期給付です

短期給付には、地方公務員共済組合法で給付の種類や内容などを定める「法定給付」と、それぞれの共済組合が定款で定め、法定給付に附加して支給する「附加給付」があります。

法定給付

共済組合の給付の種類及び程度は、健康保険の程度以上であることを要するとされています(健康保険法第200条2項)。法定給付については健康保険と同等ですが、共済組合独自の給付があります(詳しくは8ページをご覧ください)。

	組合員への給付	被扶養者への給付
保健給付	療養の給付	家族療養費
	入院時食事療養費	
	入院時生活療養費	
	保険外併用療養費	
	療養費	
	訪問看護療養費	家族訪問看護療養費
	移送費	家族移送費
	高額療養費	
	高額介護合算療養費	
	出産費	家族出産費
埋葬料	家族埋葬料	

	組合員への給付
休業給付	傷病手当金
	出産手当金
	休業手当金
	育児休業手当金
	介護休業手当金

	組合員への給付	被扶養者への給付
災害給付	弔慰金	家族弔慰金
	災害見舞金	—

附加給付

共済組合が定款で独自に定め、法定給付分に加えて附加給付を行っています。

医療費においては、窓口負担した自己負担限度額以下の部分について、基礎控除額25,000円(標準報酬の月額が530,000円以上の方の基礎控除額は50,000円)を控除した額の給付などが当たります。その他、傷病手当金の法定給付期間満了後の6か月の支給、出産費、埋葬料などに附加給付を行っています。



共済組合独自の給付



下記の給付は、**健康保険にはない共済組合独自の給付**です。
 なお、「育児休業手当金」と「介護休業手当金」については、雇用保険法に基づき育児休業給付金、介護休業給付金を受けられるときは支給されません。

休業給付

休業手当金

家族の病気やけが、配偶者等の出産、不慮の災害などで欠勤し、報酬の全部又は一部が支給されないときに「休業手当金」が支給されます。

※傷病手当金又は出産手当金が生給されている場合は、その期間中は支給されません。
 ※報酬の一部が支払われている場合で、休業手当金の額が報酬を上回る場合はその差額が支給されます。

支給額

1日につき
 標準報酬の日額の
 100分の50

育児休業手当金

組合員の3歳に満たない子を養育するために育児休業をするときは、支給要件が該当した場合は、その子が最長2歳に達する日まで「育児休業手当金」が支給されます。

※雇用保険法による育児休業給付金を受けられるときは、支給されません。
 ※報酬の一部が支払われている場合で、育児休業手当金の額が報酬を上回る場合はその差額が支給されます。

支給額

1日につき
 標準報酬の日額の
 100分の50^{*}

^{*}休業期間が180日に達するまでの間は100分の67

介護休業手当金

要介護状態にある家族の介護を行うため、介護休業をするときは、介護休業の日数を通算して66日を超えない期間について「介護休業手当金」が支給されます。

※雇用保険法による介護休業給付金を受けられるときは、支給されません。
 ※報酬の一部が支払われている場合で、介護休業手当金の額が報酬を上回る場合はその差額が支給されます。

支給額

1日につき
 標準報酬の日額の
 100分の67

災害給付

弔慰金・ 家族弔慰金

組合員又はその家族(被扶養者)が水害や火災その他の非常災害により死亡したときに「弔慰金」又は「家族弔慰金」が支給されます。

※非常災害とは、主として自然現象による天災をいいますが、その他の予測し難い事故、例えば列車の脱線事故なども含まれます。
 ※弔慰金・家族弔慰金が支給される場合でも、埋葬料・家族埋葬料は支給されません。

支給額

弔慰金 標準報酬の月額

家族弔慰金 標準報酬の月額
 ×100分の70

災害見舞金

水害や火災その他の非常災害(盗難は除く)により住居や家財に損害を受けたとき、その損害の程度に応じて「災害見舞金」が支給されます。

※同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は、それぞれに支給されません。

支給額

損害の程度に応じて
 標準報酬の月額の
 0.5～3か月分

福祉事業

東京都職員共済組合では、組合員及び被扶養者の健康の保持・増進等のため、福祉事業として主に以下の事業を実施しています。ぜひご利用ください！

疾病予防等

■ 特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの方を対象に、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

■ 人間ドック利用助成

35歳以上の方を対象に、東京都及び周辺県の50以上の指定医療機関で実施する人間ドックについて、一定額の助成を行っています。

■ シティ・ホール診療所

東京都庁第二本庁舎にある東京都職員共済組合の直営診療所です。内科、外科(整形外科)、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科の6科の診療を行っています。

詳細は10～11ページ

健康づくり

■ 専門講師派遣、こころの相談事業

医師・心理カウンセラー等の専門有資格者を、職場で開催する講習会等に派遣しています。また、こころの悩みやストレスについて、電話・面談でのご相談に応じます。

■ 運動動画オンデマンド配信サービス

運動不足から生じる生活習慣病や肩こり・腰痛予防、VDTによる疲労回復等のため、組合員のスマホやPCで、いつでも・どこでも・何度でも繰り返し視聴できる運動動画を配信しています。

■ 森林セラピー[®]利用助成

檜原村と奥多摩町において、森林セラピーと森の中での体験を組み合わせた様々なコースを実施しており、参加費の一部を助成しています。

宿泊等施設

■ 東京都職員共済組合の保有施設

箱根湯本駅から徒歩圏内に位置する「箱根路開雲」、宿泊・会議・宴会など充実した総合施設の「アジュール竹芝」、野球場・テニスコートがある「清瀬運動場」が利用できます。

■ 借上宿泊施設

宿泊需要の多い夏季・冬季に、東京都職員共済組合が借り上げた民間施設をリーズナブルな料金で利用できます。また年間を通じて利用できる施設もあります。

■ 委託体育施設

東京都職員共済組合が契約している民間のスポーツクラブ7社(約500施設)について、利用料金の一部を助成しています。

詳細は12～13ページ

※申込・利用時点で組合員資格を有しない場合は、共済組合の福祉事業を利用できませんので、十分にご注意ください。

特定健康診査・生活習慣病健診

お問い合わせ先:事業部健康増進課特定健診担当
電話03-5320-7352又は内線57-415

4月1日時点で都共済に加入している方が対象です。

概要	4月1日現在において都共済に加入している40～74歳の被扶養者及び任意継続組合員の方を対象に、「特定健康診査」・「生活習慣病健診」を実施しています。 なお、職場の健康診断を受診される組合員の方については、法令に基づき、健康診断結果を各任命権者から収集し、特定健康診査に代えています。
申込方法	毎年6月に「生活習慣病健診・特定健診受診のご案内」を送付します。
費用	無料(全額助成) ※乳がん検診などをオプションで追加する場合は、その部分のみ自己負担になります。
注意事項	都共済からの助成は、年度内に特定健診・生活習慣病健診・人間ドックのいずれかを1回です。 年度途中の加入者及び健診受診当日に加入者でない方は、利用対象となりません。

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/tokuteikenshin/tokuteikenshin/2019.html>



特定保健指導

お問い合わせ先:事業部健康増進課特定健診担当
電話03-5320-7465又は内線57-432

4月1日時点で都共済に加入している方が対象です。

概要	特定健診等の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に、食生活や運動などの生活習慣を見直すサポートをしています。
申込方法	対象者に特定保健指導のご案内文書を送付します。
費用	無料(全額助成)
注意事項	特定保健指導の継続期間中に、退職、脱退等によって組合員(又は被扶養者)の資格を失った場合は、その時点で継続支援は終了(中断)とします。

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/tokuteikenshin/hoken-shido/h23-hokenshidou.html>



人間ドック利用助成

お問い合わせ先:事業部健康増進課特定健診担当
電話03-5320-7352又は内線57-415

ご利用は、保険証がお手元に届いてからお手続きください。



概要	年度末現在で35歳以上の組合員及び被扶養者の方は、都共済が指定している医療機関で人間ドックの助成が利用できます。
助成額	一般助成は25,000円です。 年度内に満45・50歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方が利用できる節目ドック助成は30,000円です。
受診期限	一般助成は、実施年度の3月31日までです(医療機関によっては、期限が早まる場合があります。) 節目ドック助成は、実施年度の12月31日までです(各機関年末休業を除く。)
種別	日帰り人間ドック/大腸人間ドック/脳ドック/女性ドックA/女性ドックBの5種類です。 ※ご利用は年度内にいずれかを1回です。
医療機関	一般助成がご利用できるのは、アジュール竹芝総合健診センター及び都共済の指定医療機関です。 なお、節目ドック助成のご利用は、アジュール竹芝総合健診センター及び東京都教職員互助会三楽病院の2機関で受診する場合があります。
利用方法	①予約申込み…受診日の3週間前までに、医療機関に直接予約をしてください。 ②受診券発行依頼…受診日の2週間前までに、受診券の発行を依頼してください。 〈受診券発行依頼先〉 ※令和4年度の発行依頼先です。発行依頼先は変更になる可能性があります。 (株)ベネフィット・ワン 健診予約受付センター WEB https://kenshin.happylth.com/tokyo/ (ハピルス健診ログインページ24時間受付) TEL 0800-8887-032 月曜～土曜 10:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始等を除く) FAX 089-900-8281 24時間受付 郵送 〒790-0035 愛媛県松山市藤原2-8-8
注意事項	受診される前に組合員・被扶養者の資格を喪失した方は、助成をご利用できません。

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/medical-check/dock-riyou/post-621.html>




シティ・ホール診療所

お問い合わせ先:受付 電話03-5320-7358

概要	都庁第二本庁舎内にある都共済直営の診療所です。 高血圧症、脂質異常、糖尿病などの生活習慣病の治療や、 花粉症などのアレルギーの治療をはじめ、各診療科が連携を とりながら、質の高い医療を提供します。 組合員や退職者、ご家族のほか、一般の方も受診できます。 気になる症状等がありましたら、お気軽にご利用ください。	
診療科	内科・外科(整形外科)・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科	
休診日	土曜・日曜・祝日・年末年始・都庁閉庁日	
受付時間	午前 8:45~11:00 / 午後 0:30~3:45	
アクセス	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎17階 ※各診療科の紹介や最新の医師日程、休診情報等は、ホームページに掲載しています。 WEB https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/city-hall/main.html	


専門講師派遣

お問い合わせ先:事業部健康増進課健康づくり推進担当
電話03-5320-7462又は内線57-412

概要	職場における健康づくりの充実・強化を図るため、職場で開催される講習会等に専門講師を派遣し、 心身の健康づくりのための実践的なノウハウ提供と啓発を実施しています。	
	WEB https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-care/index.html	


こころの相談事業

お問い合わせ先:事業部健康増進課精神保健担当
電話03-5320-7765又は内線25-270

概要	こころの悩みやストレスについて、心理カウンセラーによる電話相談・面談相談を実施しています。組合 員だけでなく、ご家族からの直接の相談もお受けしています。相談内容については秘密を厳守します。	
	WEB https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-heart/event/event.html	


運動動画オンデマンド配信サービス

お問い合わせ先:事業部健康増進課健康づくり推進担当
電話03-5320-7462又は内線57-412

概要	運動不足から生じる生活習慣病や肩こり・腰痛予防、VDTによる疲労回復等のため、組合員のスマホや PCで、いつでも・どこでも・何度でも繰り返し視聴できる運動動画を配信しています。	
	WEB https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-care/video/post-725.html	


森林セラピー® 利用助成

お問い合わせ先:事業部健康増進課健康増進担当
電話03-5320-7464又は内線57-434

概要	森林セラピーとは、癒やしや免疫力アップに効果があるとされた、科学的に裏付けのある森林浴のことで す。都共済では、檜原村と奥多摩町において、森林セラピーと森の中での体験を組み合わせた様々なコー スを実施し、参加費の一部を助成しています。	
	WEB https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-care/shinrin/index.html	

保健指導教材の貸出

お問い合わせ先:事業部健康増進課健康づくり推進担当
電話03-5320-7462又は内線57-412

概要	各事業所に健康づくりに関する教材の貸出しを無料で実施しています。 貸出教材の例 BCチェッカー(血管年齢測定器)、スモーカーライザー(呼気中一酸化炭素濃度測定器)、 脂肪模型(1kg)、乳がん触診モデル等	
	WEB https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-care/index.html	

[WEB閲覧方法]

- それぞれの事業に記載のURLにアクセス後、ログインIDを求められた場合は、ログインIDに「組合員番号(職員番号)8桁」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
- なお、東京都職員共済組合トップページのURLは、<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/> です。
(各種検索サイトから「都共済」でも検索できます。)

箱根路開雲



箱根湯本駅から徒歩8分という好立地に位置する「箱根路開雲」全36室・定員138名で和室のほか、和洋室や特別室、バリアフリールームなど様々なタイプを取り揃えています。

また、カラオケルームや貸切風呂もご用意しています。

アクセス 〒 250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 521-4
小田急線・箱根登山線「箱根湯本駅」から徒歩 8 分
駅から湯本旅館組合巡回バス（有料）あり

TEL 0460-85-6678

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/index.html>



アジュール竹芝



JR・モノレール浜松町駅から徒歩7分、ゆりかもめ竹芝駅を利用すれば徒歩1分という抜群のアクセス

宿泊、婚礼、会議、宴会のほか、併設されている健診センターでは、人間ドックを受診できる大変充実した総合保健施設です。

アクセス 〒 105-0022 東京都港区海岸 1-11-2
JR 山手線・京浜東北線「浜松町駅」北口から徒歩 7 分
都営大江戸線「大門駅」B1 出口から徒歩 8 分
東京臨海新交通ゆりかもめ「竹芝駅」から徒歩 1 分

TEL 03-3437-9431
(東京都職員共済組合専用宿泊予約)

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/index.html>



清瀬運動場



天然芝の野球場が2面、砂入り人工芝のテニスコートが6面ある広大な運動場です。

更衣室や温水シャワーのほか休憩室もあり、運動後のリフレッシュも可能です。

アクセス 〒 204-0023 東京都清瀬市竹丘 3-10-5
西武池袋線「清瀬駅」又は西武新宿線「久米川駅」から
西武バスで「全生園南」下車徒歩 2 分

TEL 042-492-5445

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/kiyose/kiyose.html>



夏・冬の保健施設

お問い合わせ先:事業部厚生課保健施設担当
電話03-5320-7388又は内線57-351



夏季及び冬季(年末年始)期間、民間の宿泊施設を借り上げ、「夏の保健施設」「冬の保健施設」として開設しています。
良質な宿にリーズナブルな料金で宿泊できます。

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-resort/index.html>



※WEB閲覧方法は本ページ下部をご覧ください。

リフレッシュ宿泊施設

お問い合わせ先:事業部厚生課保健施設担当
電話03-5320-7388又は内線57-351



「夏の保健施設」「冬の保健施設」とは別に、厳選された良質な宿を借り上げ、提供する「リフレッシュ宿泊施設」があります。

年間を通じて利用できる「週末施設」、ゴールデンウィークには「春季施設」、紅葉シーズンには「秋季施設」を開設しています。
心身のリフレッシュにぜひご活用ください。

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-resort/index.html>



※WEB閲覧方法は本ページ下部をご覧ください。

都内宿泊施設(遠隔地勤務者用)

お問い合わせ先:事業部厚生課保健施設担当
電話03-5320-7388又は内線57-351

島しょや伊豆・房総・被災地にある事業所に勤務する組合員等が都内に宿泊するために、「アジュール竹芝」及び「銀座キャピタルホテル」と契約し、年間を通じて部屋を提供しています。

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/health-resort/index.html>

※WEB閲覧方法は本ページ下部をご覧ください。



委託体育施設(スポーツクラブ)

お問い合わせ先:事業部厚生課保健施設担当
電話03-5320-7388又は内線57-351



健康の維持・増進や運動の習慣づけを支援するため、民間のスポーツクラブ大手7社(TAC、セントラルスポーツ、東急オアシス、ルネサンス、コナミ、ゴールドジム、ジエクス)と提携し、利用料金の一部を助成しています。

WEB <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/sports/index.html>



※WEB閲覧方法は本ページ下部をご覧ください。

【WEB閲覧方法】

- それぞれの事業に記載のURLにアクセス後、ログインIDを求められた場合は、ログインIDに「組合員番号(職員番号)8桁」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
- なお、東京都職員共済組合トップページのURLは、<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>です。(各種検索サイトから「都共済」でも検索できます。)

地方公務員共済組合相互利用施設一覧

	支 部	施 設 名	郵便番号	所 在 地	電 話	
地方職員 共済組合	岩 手	エスポワールいわて	〒020-0021	盛岡市中央通1-1-38	019(623)6251	
	//	清温荘	〒020-0055	盛岡市繫字湯の館33	019(689)2321	
	秋 田	ルポールみずほ	〒010-0951	秋田市山王4-2-12	018(862)2433	
	山 形	あこや会館	〒990-0023	山形市松波2-8-1	023(642)1358	
	福 島	杉妻会館	〒960-8065	福島市杉妻町3-45	024(523)5161	
	栃 木	ニューみくら ^{*1}	〒320-0032	宇都宮市昭和1-3-6	028(622)1093	
	埼 玉	ヘリテイジ浦和別所沼会館	〒336-0021	さいたま市南区別所4-14-10	048(861)5219	
	千 葉	ホテルプラザ菜の花	〒260-0854	千葉市中央区長洲1-8-1	043(222)8271	
	本 部	ホテルルポール麹町	〒102-0093	東京都千代田区平河町2-4-3	03(3265)5361	
	愛 知	アイリス愛知	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-5-10	052(223)3755	
	//	サンヒルズ三河湾	〒443-0021	蒲郡市三谷町南山1-76	0533(68)4696	
	滋 賀	ホテルピアザびわ湖 ^{*3}	〒520-0801	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海内	077(527)6333	
	京 都	御所西京都平安ホテル	6月30日で 営業休止	〒602-0912	京都市上京区烏丸通上長者町上ル龍前町598-1	075(432)6181
	兵 庫	瑞宝園	〒651-1401	神戸市北区有馬町1751	078(903)3800	
公立学校 共済組合	北海道	ホテルライフオート札幌	〒064-0810	札幌市中央区南10条西1丁目	011(521)5211	
	岩 手	サンセール盛岡	〒020-0883	盛岡市志家町1-10	019(651)3322	
	宮 城	ホテル白萩	〒980-0012	仙台市青葉区錦町2-2-19	022(265)3411	
	//	玉造荘	〒989-6711	大崎市鳴子温泉字川渡62	0229(84)7330	
	福 島	あづま荘	〒960-0201	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024(542)3381	
	茨 城	ホテルレイクビュー水戸	〒310-0015	水戸市宮町1-6-1	029(224)2727	
	埼 玉	ホテルプリランテ武蔵野	〒330-0081	さいたま市中央区新都心2-2	048(601)5555	
	千 葉	ホテルポートプラザちば	〒260-0026	千葉市中央区千葉港8-5	043(247)7211	
	神奈川	ひめしゃら ^{*2}	〒250-0631	足柄下郡箱根町仙石原1245	045(210)8165	
	富 山	パレプラン高志会館	〒930-0018	富山市千歳町1-3-1	076(441)2255	
	//	立山高原ホテル	〒930-1413	中部山岳国立公園立山天狗平	076(463)1014	
	長 野	ホテル信濃路	〒380-0936	長野市中御所岡田町131-4	026(226)5212	
	//	みやま荘	〒390-0303	松本市浅間温泉3-28-6	0263(46)1547	
	岐 阜	ホテルグランヴェール岐山	〒500-8875	岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058(263)7111	
	愛 知	ホテルルブラ王山	〒464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-18	052(762)3151	
	//	蒲郡荘	〒443-0034	蒲郡市港町21-4	0533(68)2188	
	三 重	プラザ洞津	〒514-0042	津市新町1-6-28	059(227)3291	
	京 都	ホテルルビノ京都堀川	〒602-8056	京都市上京区東堀川通下長者町下ル3-7	075(432)6161	
	大 阪	ホテルアウィーナ大阪	〒543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06(6772)1441	
	//	花のいえ	〒616-8382	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	075(861)1545	
	兵 庫	ホテル北野プラザ六甲荘	〒650-0002	神戸市中央区北野町1-1-14	078(241)2451	
	奈 良	ホテルリガーレ春日野	〒630-8113	奈良市法蓮町757-2	0742(22)6021	
	和歌山	ホテルアパローム紀の国	〒640-8262	和歌山市湊通丁北2-1-2	073(436)1200	
	鳥 取	白兔会館	〒680-0833	鳥取市末広温泉町556	0857(23)1021	
	島 根	サンラポーむらくも	〒690-0887	松江市殿町369	0852(21)2670	
	岡 山	ピュアリティまきび	〒700-0907	岡山市北区下石井2-6-41	086(232)0511	
	山 口	セントコア山口	〒753-0056	山口市湯田温泉3-2-7	083(922)0811	
	愛 媛	にぎたつ会館	〒790-0858	松山市道後姫塚118-2	089(941)3939	
	高 知	高知会館	〒780-0870	高知市本町5-6-42	088(823)7123	
	福 岡	福岡リーセントホテル	〒812-0053	福岡市東区箱崎2-52-1	092(641)7741	
	//	小倉リーセントホテル	〒803-0811	北九州市小倉北区大門1-1-17	093(581)5673	
	佐 賀	グランデはがくれ	〒840-0815	佐賀市天神2-1-36	0952(25)2212	
	長 崎	ホテルセントヒル長崎	〒850-0052	長崎市筑後町4-10	095(822)2251	
	熊 本	水前寺共済会館グレースシア	〒862-0950	熊本市中央区水前寺1-33-18	096(383)1281	
大 分	豊泉荘	〒874-0902	別府市青山町5-73	0977(23)4281		
鹿児島	ホテルウェルビューかごしま	〒890-0062	鹿児島市与次郎2-4-25	099(206)3838		

*1 ニューみくらは、令和3年12月31日をもって宿泊部門を休止しております。

*2 ひめしゃらは、令和2年12月21日より当面の間休館しております。電話番号は公立学校共済組合神奈川支部の番号です。

*3 ホテルピアザびわ湖は、休館中です。

● 組合員証等の提示で、他の共済組合等が経営する宿泊施設を相互利用制度により組合員価格でご利用いただけます。
 利用料金等詳しくは、施設へお問合せください。

	支部/組合	施設名	郵便番号	所在地	電話
警察 共済組合	本部	ホテルグランドアーク半蔵門	〒102-0092	東京都千代田区隼町1-1	03(3288)1641 宿泊予約直通
	警視庁	ホテル弥生	〒413-0005	静岡県熱海市春日町8-24	予約 03(3592)1991 (警視庁支部事務局) 問合せ 0557(82)5321 (ホテル弥生)
	大阪	プリムローズ大阪	〒540-0008	大阪市中央区大手前3-1-43	06(6941)1231
	福岡	博多サンヒルズホテル	〒812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-55	092(631)3331
東京都職員 共済組合	—	ホテルアジュール竹芝	〒105-0022	東京都港区海岸1-11-2	03(3437)2011
	—	箱根路開雲	〒250-0311	神奈川県足柄下郡箱根町湯本521-4	0460(85)6678
指定都市職員 共済組合	広島市	コテージ湯の山	〒738-0601	広島市佐伯区湯来町大字和田128-2	082(504)2062
市町村職員 共済組合	北海道	ホテルポールスター札幌	〒060-0004	札幌市中央区北4条西6-2	011(241)9111
	青森	アップルパレス青森	〒030-0802	青森市本町5-1-5	017(723)5600
	宮城	パレス松洲	〒981-0215	宮城県松島町高城字浜38	022(354)2106
	山形	むつみ荘	〒999-2211	南陽市赤湯233-1	0238(43)3035
	//	うしお荘	〒997-1201	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235(75)2715
	福島	ホテル福島グリーンパレス	〒960-8068	福島市太田町13-53	024(533)1171
	茨城	大洗鷗松亭	〒311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029(266)1122
	埼玉	アルペンローゼ	〒377-1711	群馬県吾妻郡草津町草津512-2	0279(88)1300
	千葉	オークラ千葉ホテル	〒260-0024	千葉市中央区中央港1-13-3	043(248)1111
	//	黒潮荘	〒296-0004	鴨川市貝渚2565	04(7092)2205
	//	那須の森ヴィレッジ	〒325-0303	栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287(78)1636
	東京	ホテル日航立川 東京	〒190-0022	立川市錦町1-12-1	042(521)1111
	//	シーサイドいづたが	〒413-0101	静岡県熱海市上多賀12	0120(73)1241
	神奈川	湯河原温泉ちとせ	〒259-0314	足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465(63)0121
	山梨	ホテルやまなみ	〒406-0028	笛吹市石和町駅前15-1	055(262)5522
	新潟	瀬波はまなす荘	〒958-0037	村上市瀬波温泉1-2-17	0254(52)5291
	//	アクアレー長岡	〒940-2147	長岡市新陽2-5-1	0258(47)5656
	富山	グリーンビュー立山	〒930-1405	中新川郡立山町千寿ケ原	076(482)1716
	石川	おびし荘	〒923-0316	小松市井口町ホ55	0761(65)1831
	福井	越路	〒910-4121	あわら市東温泉2-201	0776(77)3151
	岐阜	紫雲荘	〒509-2207	下呂市湯之島692	0576(25)2101
	三重	サンペルラ志摩	〒517-0204	志摩市磯部町の矢314	0599(57)2130
	滋賀	ホテルピアザびわ湖 ^{※3}	〒520-0801	大津市におの浜1-1-20	077(527)6333
	大阪	シティプラザ大阪	〒540-0029	大阪市中央区本町橋2-31	06(6947)7702
	兵庫	ひょうご共済会館	〒650-0004	神戸市中央区中山手通4-17-13	078(222)2600
	//	ゆめ春来	〒669-6821	美方郡新温泉町湯1569-6	0796(99)2211
	鳥取	渓泉閣	〒682-0122	東伯郡三朝町山田180	0858(43)0828
	島根	ホテル白鳥	〒690-0852	松江市千鳥町20	0852(21)6195
	岡山	サン・ピーチOKAYAMA	〒700-0023	岡山市北区駅前町2-3-31	086(225)0631
	山口	防長苑	〒753-0077	山口市熊野町4-29	083(922)3555
	徳島	ホテル千秋閣	〒770-0847	徳島市幸町3-55	088(622)9121
	香川	ホテルマリンパレスさぬき	〒760-0066	高松市福岡町2-3-4	087(851)6677
愛媛	えひめ共済会館	〒790-0003	松山市三番町5-13-1	089(945)6311	
高知	高知共済会館COMMUNITY SQUARE	〒780-0870	高知市本町5-3-20	088(823)3211	
宮崎	ひまわり荘	〒880-0867	宮崎市瀬頭2-4-5	0985(24)5285	
鹿児島	マリンパレスかごしま	〒890-8527	鹿児島市与次郎2-8-8	099(253)8822	
連合会	東京グリーンパレス	〒102-0084	東京都千代田区二番町2	03(5210)4600	
都市職員 共済組合	北海道都市	ホテルノースシティ	〒064-8645	札幌市中央区南9条西1	011(512)9748

厚生年金については

第1号厚生年金被保険者として加入します

医療保険については共済組合の短期給付が適用されますが、年金制度については、引き続き第1号厚生年金被保険者として厚生年金に加入します。

そのため、共済組合へ切り替わる際に、厚生年金の資格取得の手続き等は必要ありません。

※臨時的任用職員については、令和4年10月1日以降第3号厚生年金被保険者から第1号厚生年金被保険者となるため、厚生年金の資格取得の手続き等が必要です。

短期組合員が加入する年金制度

厚生年金

第1号厚生年金被保険者

国民年金

国民年金第2号被保険者

保険料納付は

厚生年金保険料は、給与から天引きされ、事業主(地方公共団体)負担分と併せて年金事務所(日本年金機構)に納められます。*

※ 厚生年金保険料には、国民年金の保険料も含まれています。

国民年金・厚生年金の被保険者の種別

全国民を加入対象とした国民年金と、被用者を加入対象とした厚生年金には、それぞれ被保険者の種別があります。また、被保険者の種別により、厚生年金の実施機関が異なります。

国民年金の被保険者の種別	国民年金第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業・農業従事者とその家族、学生、無職の方など第2号・第3号以外の方
	国民年金第2号被保険者	厚生年金被保険者
	国民年金第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

短期組合員の被保険者種別

厚生年金の被保険者の種別とその実施機関	第1号厚生年金被保険者	第2～4号以外の厚生年金被保険者	日本年金機構
	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会
	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
	第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団



厚生年金については、日本年金機構へお問い合わせください。

発行 令和4年9月 登録番号(4)第5号
発行所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都職員共済組合事務局 管理部総務課文書広報担当 TEL 03-5320-7307(直通)